

(別表1)

経済連携協定における原産品の認定の基準

経済連携協定	原産地規則に係る規定
シンガポール協定	第3章第22条から第26条まで及び第28条から第28条のAまで
メキシコ協定	第4章第22条から第34条まで及び第38条
マレーシア協定	第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
チリ協定	第4章第29条から第40条まで及び第54条
タイ協定	第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
インドネシア協定	第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで
ブルネイ協定	第3章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで
アセアン包括協定	第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
フィリピン協定	第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで
スイス協定	附属書2第1条から第13条まで
ベトナム協定	第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
インド協定	第3章第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで
ペルー協定	第3章第38条から第51条まで
オーストラリア協定	第3章第3・1条から第3・7条及び第3・9条から第3・13条まで
モンゴル協定	第3章第3・1条から第3・7条まで及び第3・9条から第3・14条まで
TPP11協定	第3章第3・1条から第3・17条及び第4章第4・2条
EU協定	第3章第3・1条から第3・9条及び第3・12条から第3・15条まで
米国協定	附属書I第C節第1款1から7